

[ホーム](#) > [税について調べる](#) > [タックスアンサー](#) > [源泉所得税](#) > [特殊な給与](#) > No.2585 マイカー・自転車通勤者の通勤手当

No.2585 マイカー・自転車通勤者の通勤手当

[平成26年10月20日現在法令等]

役員や使用人に通常の給与に加算して支給する通勤手当は、一定の限度額まで非課税となっています。
マイカーなどで通勤している人の非課税となる1か月当たりの限度額は、片道の通勤距離(通勤経路に沿った長さです。)に応じて、次のように定められています。

(平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当)

マイカーなどで通勤している人の非課税となる1か月当たりの限度額の表

| 片道の通勤距離 | 1か月当たりの限度額 |
|----------------------|------------|
| 2キロメートル未満 | (全額課税) |
| 2キロメートル以上10キロメートル未満 | 4,200円 |
| 10キロメートル以上15キロメートル未満 | 7,100円 |
| 15キロメートル以上25キロメートル未満 | 12,900円 |
| 25キロメートル以上35キロメートル未満 | 18,700円 |
| 35キロメートル以上45キロメートル未満 | 24,400円 |
| 45キロメートル以上55キロメートル未満 | 28,000円 |
| 55キロメートル以上 | 31,600円 |

1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。この超える部分の金額は、通勤手当を支給した月の給与の額に上乗せして所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行います。

なお、マイカー・自転車などのほかに電車やバスなども使って通勤している場合は[コード2582](#)(電車・バス通勤者の通勤手当)で説明していますので、ご確認ください。

また、平成26年4月1日以後に支払われるべきマイカー・自転車通勤者の通勤手当について所得税法施行令の一部改正が行われ、1か月当たりの非課税限度額が引き上げられました。詳しくは、「[通勤手当の非課税限度額の引上げについて](#)」で説明していますので、ご確認ください。

(所法9、所令20の2)

参考：関連コード

2582 [電車・バス通勤者の通勤手当](#)

【参考事項】

平成26年3月31日以前に支払われるべき通勤手当については、次の表のとおり定められています。

マイカーなどで通勤している人の非課税となる1か月当たりの限度額の表

| 片道の通勤距離 | 1か月当たりの限度額 |
|----------------------|------------|
| 2キロメートル未満 | (全額課税) |
| 2キロメートル以上10キロメートル未満 | 4,100円 |
| 10キロメートル以上15キロメートル未満 | 6,500円 |
| 15キロメートル以上25キロメートル未満 | 11,300円 |
| 25キロメートル以上35キロメートル未満 | 16,100円 |

| | |
|----------------------|---------|
| 35キロメートル以上45キロメートル未満 | 20,900円 |
| 45キロメートル以上 | 24,500円 |

国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、[税についての相談窓口](#)をご覧ください。

(注) 下記の電話番号では、国税に関するご相談は受け付けておりません。

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話番号03-3581-4161(代表) / Copyright(c)国税庁